

2月の無料相談

※祝日は除きます。

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制
市民相談	月~金曜日 8:30~17:15		市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)
司法書士相談	13日(水) 13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談	21日(木) 13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制
総合労働相談	8日(金) 13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)
土地家屋調査士相談	6日(水) 13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談	20日(水) 13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)
税務相談	5日(火)・19日(火) 13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)
心配ごと相談	毎週水曜日 13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
消費生活相談	月~金曜日 9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日 8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものもすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日 9:00~17:00	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月~金曜日 9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~土曜日 10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可
教育電話相談	月~金曜日 9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 9:00~16:45 (第1・3水曜日は弁護士相談) (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)
人権相談	月~金曜日 9:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
結婚相談	16日(土) 15:30~16:30	男女共同参画センター 研修室	結婚相談(県マリッジサポーター) 問い合わせはこども福祉課(☎内線2281)まで
	20日(水) 14:00~16:00		
生活相談	毎週水曜日 13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
精神保健相談	5日(火) 14:30~16:30	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。
	15日(金) 14:00~16:00		
女性のための	フェミニスト相談	6日(水)・13日(水)・27日(水) 11:00~15:40	男女共同参画センター (☎827-1107)
		9日(土) 10:00~14:40	
	一般相談	8日(金)・22日(金) 13:00~16:00	
			家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

消費生活センターより

消費生活センター(☎823・3928)

新成人の皆さんへ

成人を迎えた皆さんは、これから様々な場面で契約をいくことになると思います。未成年者は、未成熟で適切な判断ができない恐れがあるため法律で保護されていますが、成人になると親の同意は必要なくなり、自分の意思と責任で自由に契約することができるようになります。成人になったばかりの若者を狙いうちする悪質な業者によるトラブルや、SNSがきっかけとなるトラブルの相談が増加傾向にあります。

◎若者に多い消費者トラブルの主な事例

マルチ取引

SNSで知り合った人から必ず儲かると誘われ、100万円の投資ソフトを購入した。お金がないと断ったのに消費者金融で借りればいいと言われ、年収などを偽って借りてしまった。人を勧誘すれば紹介料が入ると言われたが、説明とは異なり儲からないので解約したい。

エステ

脱毛エステの無料お試しチケットをもらい、出かけたエステ店で高額な全身脱毛を契約してしまった。家族に反対されたので解約したい。

通販

SNSの広告を見て、初回お試し500円のダイエット用サプリメントを申し込んだ。飲んでみたが効果はなかった。しばらくするとまた同じ商品が届き、4回継続しなければ解約できない定期購入で、2回目以降は5000円となるため解約したい。

◎新成人へのアドバイス(出典：国民生活センターHPより)

- ・軽い気持ちで契約しない
- ・ネットの情報に流されない
- ・その場で契約しない
- ・もうけ話は信じない
- ・お金がないなら契約しない

困ったことがあったら、消費生活センターに相談しましょう。